

資 料

（ 道路特定財源関係 ）

道路特定財源等に関する基本方針

〔平成 20 年 5 月 13 日〕
閣 議 決 定

道路特定財源等については、以下の基本方針のとおりとする。

1. 道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。

政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、6 月末までに集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。

2. 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。

その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。

一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は21年度から適用されないこととなる。

3. 暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する。
4. 道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する。この計画は、20年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
5. ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。
6. これらの具体化を進めるため、道路特定財源等に関する関係閣僚会議を設置する。

税率水準に関するご発言

麻生総理大臣の衆議院本会議における答弁（抄）（平成 20 年 10 月 1 日）

環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性などを踏まえれば、現行の税率水準の維持が必要ではないかと考えております。

いずれにせよ、本年 5 月の閣議決定に沿って検討してまいります。

道路特定財源の概要（平成 20 年度予算・地方財政計画額）

税 目 (: 目的税)		課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収 (単位：億円)
国 税	揮発油税 (昭和 24 年創設・ 29 年特定財源)	揮発油	48,600 円 / kl ○ 適用期限：30 年 3 月 31 日 (本則税率：24,300 円 / kl)	・ 国の道路財源（1/4 は社会資本整備事業特別会計に直入）	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 3,5	27,685 【27,299】
	地方道路税 (昭和 30 年創設)	揮発油	5,200 円 / kl ○ 適用期限：30 年 3 月 31 日 (本則税率：4,400 円 / kl)	・ 地方の道路財源として全額譲与	地方道路税法 1 地方道路譲与税法 1,8	2,962 (地方分：2,962)
	石油ガス税 (昭和 41 年創設)	自動車用石油ガス	17 円 50 銭 / kg	・ 1/2 は国の道路財源 ・ 1/2 は地方の道路財源として譲与	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 3 石油ガス譲与税法 1,7	280 【140】 (地方分：140)
	自動車重量税 (昭和 46 年創設)	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1 年につき ・ 自家用 6,300 円 ・ 営業用 2,800 円 ○ 適用期限：30 年 4 月 30 日 (本則税率：いずれも 2,500 円)	・ 国の道路財源 ・ 公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・ 1/3 は地方の道路財源として譲与	公害健康被害の補償等に関する法律附則 9 自動車重量譲与税法 1,7	10,725 【5,541】 (地方分：3,575)
地 方 税	軽油引取税 (昭和 31 年創設)	軽油の引取り	32,100 円 / kl ○ 適用期限：30 年 3 月 31 日 (本則税率：15,000 円 / kl)	・ 都道府県及び指定市の道路財源	地方税法 700, 700 の 50	9,914
	自動車取得税 (昭和 43 年創設)	自動車の取得	・ 自家用 取得価額の 5% ・ 営業用及び軽自動車 " 3% ○ 適用期限：30 年 3 月 31 日 (本則税率：いずれも 3%)	・ 地方公共団体（7 割市町村、3 割都道府県及び指定市）の道路財源	地方税法 699, 699 の 33	4,024

(注) 税収欄の【 】書きは、国の道路特定財源とされている額。

- ・ 揮発油税及び石油ガス税は、決算調整額(税収の平成 18 年度決算額と平成 18 年度予算額との差)を含む額が道路特定財源とされている。
- ・ 自動車重量税は、国分（2/3）の約 8 割(77.5%)相当額が国の道路特定財源とされている。

地方における道路特定財源一覧

(単位：億円)

税 目 等			税 率	財源の帰属先	交付・譲与 の基準	20年度	暫定上乘せ分
地方税	軽油引取税	目的税 使途制限	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	都道府県(政令市)	—	9,914	5,281
	自動車取得税	目的税 使途制限	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	都道府県(政令市) 30% 市町村 70%	(市町村への交付) 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	4,024	1,309
地方譲与税	地方道路譲与税 (地方道路税の収入額の全額)	使途制限 (地方道路税は目的税)	<地方道路税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	都道府県(政令市) 58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	2,998	461
	石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	使途制限	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	都道府県(政令市)	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	140	-
	自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	使途制限	<自動車重量税> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	3,601	2,013
合 計						20,677	9,064

政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の面積、自動車取得税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の延長及び面積に応じてそれぞれ交付・譲与されている。

(注1) 計数は、平成20年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

(注2) 交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・高速自動車国道・都道府県道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の4月1日現在である。

(注3) 交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種別等による補正が行われている。